○外務省告示第六十一号

一　マルタ共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十一年十二月十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年三月十四日にマルタ共和国について効力を生ずる。

二　欧州連合理事会、オーストリア共和国政府、デンマーク王国政府、エストニア共和国政府、フィンランド共和国政府、フランス共和国政府、ドイツ連邦共和国政府、ギリシャ共和国政府、アイルランド政府、イタリア共和国政府、ルクセンブルク大公国政府、オランダ王国政府、ポルトガル共和国政府、スペイン王国政府、スウェーデン王国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、前記の条約の批准書を、それぞれ、平成二十一年十二月十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年三月十四日に欧州連合、オーストリア共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ポルトガル共和国、スペイン王国、スウェーデン王国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十一年十二月十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十二年二月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第六十二号

平成二十二年一月二十九日にアビジャンで、コートジボワール共和国における感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コートジボワール共和国における感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　岡村善文在コートジボワール大使

国際連合児童基金側　マリトゥ・イロヴォネン在コートジボワール事務所代表

平成二十二年二月十六日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第六十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十二年二月一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十二年二月十六日

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成22年2月1日	2008年10月22日	TH7737333

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県津市芸濃町多門字上山九四四、九四五の一、九四六の一、九四七、九四八、九四九の二、九五六、九五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字芦谷口五八六九の三二、字芦谷奥五八九〇の一、度会町小川字新林一〇七三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町大字上市木字高峰一二四四の二、一二四四の一〇、字明神滝一二四四の一、一二四四の一三、一二四四の三・一二四四の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高峰一二四四の二、一二四四の一〇、字明神滝一二四四の三、一二四四の六、一二四四の一三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町村山字仁右衛門海道一二四六の三、一二六〇、河内字寺谷下甲四一二の二、甲四一二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁右衛門海道一二四六の三・一二六〇・字寺谷下甲四一二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須字多ノ谷五七一・字寄合田五八七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八八、字向井ノ谷六一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字多ノ谷五七一・字寄合田五八七の一・五八八・字向井ノ谷六一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）